

特殊健康診断指導指針について（昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号）

標記指針を別紙のとおり定めたので、これに基づいて特殊健康診断が適切に実施されるよう格段の配意を致されたい。

なほ本年度に於いては差し当たり衛生管理者を選任すべき事業場について指導することとされたい。

追って特殊健康診断が実施された結果を左記事項について取り纏め昭和 32 年 3 月末日迄に報告されたい。

記

- 1 有害業務（又は有害のおそれのある業務）別受験労働者数及びその実施検査項目別異常所見者数
- 2 使用者等の意見

特殊健康診断指導指針

労働衛生行政が最重点の一つとして揚げるべき衛生上有害な業務に従事している労働者のそれらの業務から受ける障害の防止のためにはその早期発見の重要であることはいうまでもないところあるが、従来の労働衛生活動の実績に鑑みる時、未だ労働安全衛生規則第 50 条第 1 項第 4 号に基づく告示はないが一般の健康診断項目の他に特殊な検査項目による健康診断、すなわち特殊健康診断を実施する必要が痛感されるのである。

而して特殊健康診断はそれぞれの業務に応じて必要な検査項目を異にし、且つその必要な項目について項目について適切な検査方法で実施されなければ所期の効果を挙げることが出来ないことは当然であるから、それらの選定は十分な検討を要するものである。

仍って今般過去の試験研究並びに実態調査の結果等を検討し、差し当たり別紙のとおり明らかに衛生上有害な業務、又は有害であることについて一般に認められてはいるが、なほ検討の余地を残す有害のおそれのある業務のうち主要なるものに限り、それらについての障害を推測するに必要な最小限の検査項目を選定し、且つその検査方法を別表のとおり掲げたのでこれに基づき特殊健康診断が実施され所期の目的の一端が達成されるよう努力いたされた。

併し乍ら、この特殊健康診断を実施せしめることは、現在あくまでも使用者の自発的措置を勧奨するものである点に充分意を致さなければならないものであって、苟しくも強制に亘ることのないようにしなければならないものである。而して使用者の衛生管理に対する勢意に訴え、その実施が円滑に推進されることに格段の配意をいたされたい。

尚特殊健康診断の適切な実施のためには所定の検査を行うに当たって当該労働者の職歴

経験年数、既往症等を明らかにすることが望ましく、又その実施に当たる者が検査方法に熟練することが必要である。

更には監督官等係官が適切な援助助言を与えることは本健康診断の実施を円滑に推進するものであることを銘記されたい。

(別紙)

有害な又は有害のおそれのある主要な作業

- 1 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務（紫外線、赤外線を除く）
 - (イ) エックス線若しくはガンマー線を用いて金属等の非破壊検査、分析又は生体の診断治療を行う作業
 - (ロ) エックス線、アルファ線、ベータ線若しくはガンマー線を用いて実験する作業
- 2 紫外線、赤外線にさらされる業務
 - (イ) 電気による溶接、切断又は接着を行う作業（抵抗溶接作業を除く。）
 - (ロ) ガスによる溶接、切断を行う作業
 - (ハ) アーク燈又は水銀アーク燈の操作を行う作業
 - (ニ) 赤外線乾燥において、赤外線の直射を受ける至近距離における作業
 - (ホ) ガラス若しくは金属を溶解又は加熱（温度摂氏 700 度以上に限る）する操作における炉前作業及び温測作業又はそれらの溶解物若しくは加熱物の運搬（手杓子で運搬するものを除く。）又は圧延その他の加工作業
○直射を受ける至近距離は約 3 メートル
 - (ヘ) 電球等の光源製品の寿命を検査する作業
 - (ト) 人工光源を用いてレンズ等の光学ガラス製品を検査する作業
- 3 けい肺を除くじん肺を起し又はそのおそれのある粉じんを発散する場所における作業
 - (イ) 石綿又は石綿を含む岩石を掘さくし、破さいし若しくはふるいわける場所における作業又はこれらの物を積み込み、若しくは運搬する作業
 - (ロ) 石綿をときほぐす場所における作業
 - (ハ) 石綿を混合する場所における作業
 - (ニ) 石綿布を織る場所における作業
 - (ホ) 石綿及び石綿製品を切断し又は研まする場所における作業
- 4 強烈な騒音を発する場所における業務
 - (イ) 衝撃式さく岩機若しくはコールカッターの機械を用いて土石又は鉱物を掘さくする場所における業務
 - (ロ) ロール破砕機を用いて破砕する場所における作業

- (ハ) ホールミル若しくはロッドミル等の磨砕機を用いて磨砕する場所における作業
 - (ニ) 相互に密集した破砕機を用いて破砕する場所における作業
 - (ホ) 鋳打器を用いて鋳打する場所における作業
 - (ヘ) 中型空気ハンマー若しくは蒸気ハンマーを用いて鍛造する場所における作業
 - (ト) グラインダー若しくはのみを用いて金属部分を削り取る場所における作業（ただし、研磨する場所における作業を除く。）（10メートル範囲）
 - (チ) 金属を打撃して成型加工する場所における作業
 - (リ) 丸鋸盤を用いて金属、木材等を切断する場所における作業（10メートル範囲）
 - (ヌ）衝撃音を発する機械を密集して運転する場所における作業（織物を除く）
 - (ル) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関を試運転する場所における作業
- 5 鉛、その合金若しくはその化合物を取り扱う業務又はその上記若しくは粉じんを発散する場所における業務（四エチル鉛を除く。）
- (イ) 鉛を精錬する工程において、ばい焼、焼結及び溶鋳する場所における作業又は炉の中の煙灰或いは鋳滓を取り扱う場所における作業
 - (ロ) 鉛を溶解し又は鋳込みする場所における作業
 - (ハ) 鉛を粉砕する場所における作業
 - (ニ) 鉛を焼成する場所における作業
 - (ホ) 鉛を蓄電池の電極板に塗り込む作業
 - (ヘ) 活字を文選し、植字し又は解版する作業
 - (ト) 陶磁器の製造において、鉛を使用する上絵付け又は転写をする場所における作業
 - (チ) 鉛の溶接を行う場所における作業
- 6 水銀そのアマルガム又は化合物（但し、朱のような無害なものを除く）を取り扱う業務又はその蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- (イ) 水銀鋳山（辰砂を除く）の自然水銀を含む土石又は鋳物を掘削する坑内における作業
 - (ロ) 水銀の精錬を行う場所における作業
 - (ハ) 水銀を蒸留する場所における作業
 - (ニ) 計器、水銀燈、整流器等に水銀を封入する作業
- 7 クローム又はその化合物の蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- (イ) クローム鍍金を行う場所における作業
 - (ロ) クローム酸塩を触媒として成形し又は取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは場所における作業
- 8 マンガン又はその化合物を取り扱う業務又は取り扱う場所における業務
マンガン鋳の採鋳作業及びマンガン鋳の粉砕の作業
- 9 黄燐を取り扱う業務又は燐の化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- (イ) 黄燐又は燐酸を製造する業務における溶鋳炉への原料の投入口の場所に於ける

作業又は鉍滓のかき出しの作業

(ロ) 黄燐を用いる殺鼠剤を製造する工程において黄燐を加温融解し、混和し又はチューブ詰めする作業

10 有機燐剤を取り扱う業務又はガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

有機燐剤を製造する業務における製品の混合、粉碎、稀釈の場所における作業又は有機燐剤を噴霧する作業

11 亜硫酸ガスを発散する場所における業務

(イ) 坑内の天然硫黄を掘さくする場所における作業

(ロ) 硫黄を含む岩石又は硫化鉍物を焙焼し、又は焼結する作業

12 二硫化炭素を取扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務

(イ) 二硫化炭素を製造する工程において反応炉へ原料を投入し又は汲出しする場所における作業

(ロ) 人絹、スフを製造する工程において紡糸を行う作業

(ハ) セロファンを製造する工程において製膜する作業

13 ベンゼン、その同検体を取り扱う業務又はそのガス、蒸気を発散する場所における業務

(イ) ベンゼン等を分溜し、再溜し又は容器へ注入する場所における作業

(ロ) ベンゼン等を用いて顔料を溶かす作業

(ハ) ベンゼン等を溶剤とする塗料を用いてタンク等の内部を塗装する場所における作業

(ニ) ベンゼン等を溶剤とする塗料を用いて塗装されたものを人工乾燥する場所における作業

(ホ) ベンゼン等を溶剤とする塗料を用いて屋内において、噴霧塗装する場所における作業

14 ベンチジンを取り扱う業務又はそれらの蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

還元釜へ原料を挿入する作業、ビドラドベンゼンを回転篩により分離する作業転位槽（摂氏 90 度位に加熱する）の投入口の場所における作業

15 前記以外のベンゼンのニトロ、アミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

(イ) ニトロ・ベンゼンを製造する工程において硝化釜へ原料を投入し、又は硝化釜を攪拌する作業、洗浄槽を操作する作業、蒸留釜を操作する作業（中毒者多し）、製品を計量し又は缶詰する作業

(ロ) クロール、ニトロベンゼンを製造する工程において、硝化釜へ原料を投入し又は硝化釜を攪拌する作業、結晶槽から取り出した製品を運搬する作業（中毒者多し）、遠心分

離機へ製品を投入し、取り出し、又は分離排液を行う作業

(ハ) アニリンを製造する工程において、還元釜へ原料を投入し又は還元釜を攪拌する（摂氏 100 度にして）作業 パイプの漏洩に留意

16 脂肪族の塩化又は臭化炭素を取り扱う業務、又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務

(イ) 三塩化エチレンを精製する作業及び三塩化エチレンを用いて洗浄する場所における作業

(ロ) 臭化メチルによる燻蒸作業を行う場所における作業

別表

検診対象業務。検査項目及び検査方法

	検査対象業務	検査項目	検査方法
1	ラジウム放射線。エックス線、その他の有害放射線にさらされる業務（紫外線、赤外線を除く。）	1 赤血球及び白血球数 2 皮膚の障害	メラジュール法又は東大公衆衛生教室法 視診
2	紫外線、赤外線にさらされる業務	眼の障害	視診
3	けい肺を除くじん肺を起し又はそのおそれのある粉じんを発散する場所における業務	胸部の変化	エックス線直接撮影
4	強烈な騒音を発する場所における業務	1 聴力の異常 2 聴器の自覚障害	オージオメトリー 問診
5	鉛、その合金若しくはその化合物を取り扱う業務又はその蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務（四エチル鉛を除く）	1 血液比重 2 好塩基点赤血球数 3 尿中のコプロポルフィン 4 鉛縁 5 上下肢伸筋麻痺及び知覚異常 6 便秘、疝痛等 7 鉛顔貌 8 頭痛、不眠及びめまい等	硫酸銅法 ギムザ法又はライト法 フィッシャー法 視診 視診、問診、触診 問診 視診 問診
6	水銀、そのアマルガム又は化合物（但し、朱のような無害なものを除く）を取り扱う業務又はその蒸	1 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白	ウロビリノーゲン：エールリッヒ試薬を用いる法

	気若しくは粉じんを発散する場所における業務	2 歯齦炎等 3 手指振顫 4 血性下痢等 5 不眠、頭痛等	蛋白：スルフォサリチル酸試薬を用いる法 視診 視診 問診 問診
7	クローム又はその化合物の蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等 2 皮膚の障害	視診 視診
8	マンガン又はその化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 四肢特に指の振顫、小書症、突進症等 2 握力、背筋力の障害	視診 スメッドレー式握力計を用いる法及びK・Y式背筋力計を用いる法
9	黄燐を取り扱う業務又は燐の化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 顎骨の変化	エックス線撮影
10	有機燐剤を取り扱う業務又はガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 血清、コリンエステラーゼ活性値 2 多汗、縮腫、眼瞼、顔面の筋せん維性攣縮	1 PH メーターを使用するマイケル変法 2 問診・視診
11	亜硫酸ガスを発散する場所における業務	1 歯牙の変化 2 消化器系の障害	視診 問診
12	二硫化炭素を取扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務	1 頭痛、下肢倦怠、焦燥感等 2 鋼状赤血球数	問診 プリラントクレジルブラウ法
13	ベンゼンその同族体を取り扱う業務又はそのガス、蒸気を発散する場所における業務	1 赤血球数、白血球数 2 尿中のコフロポルフィリン	メランジュール法は東大講習衛生教室法 フィッシャー法
14	ベンチジンを取り扱う業務又はそれらの蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 潜血反応及び沈渣検鏡 2 血液比重	潜血反応：トリジンを 用いる法 硫酸銅法

15	前記以外のベンゼンのニトロ、アミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 血液比重 2 ウロビリノゲン、コプロポルフィリン及び糖 3 チアノーゼ	硫酸銅法 糖・：テランデル法 視診
16	脂肪族の塩化又は臭化炭化水素を取り扱う業務、又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 血圧 2 白血球数 3 血液比重 4 ウロビリノゲン及び蛋白 5 複視 6 疲労感、めまい、吐気	リバロッチ氏血圧計を用いる法 メラヂェール法 硫酸銅法 ウロビリノーゲン…エールリッヒ試薬を用いる法 蛋白…ズルホサリチル酸試薬を用いる法 問診 問診

資料

検査方法についての解説（省略）